

B. 個 別 事 項

質 疑 応 答

1－1 農地に含める農業用施設の取扱いについて、個人所有の頭首工のみが被災した場合、農地扱いとして申請することはできるのですか。

農地に含める農業用施設については、了解事項第1－6「個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱い」の(2)に示すとおり、個人所有の農地の利用、保全に係るものであれば、農地に含めて処理することはできますが、頭首工のみの被災では農地として取扱うことはできません。

(参考)

了解事項第1－6

個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 農地の区画変更を行う場合若しくは土砂の流失、埋没等が著しいため農地の効用回復を行う場合におけるその復旧区域内の用排水路、農道等又は地すべり農地の復旧に当たって設ける承水路工、排水路工、土止工等の施設のうち、個人所有の農地の利用保全に係るものは、農地として処理するものとする。

質 疑 応 答

1－2 下記における農地の災害は暫定法の対象となるのですか。

- (1) 高等学校等の実習田
- (2) 地方公共団体の農業技術センター、農業試験場における田、畑及び畜産飼料畑
- (3) 企業の試験圃場、実験田
- (4) 河川敷地内の被災した農地
- (5) 採草地、放牧地

(1)、(2)、(3)とも、了解事項第1－1「農地の解釈」の(1)に示すとおり、暫定法の対象とはなりません。

(4)については、河川敷地内の農地であっても、河川法の許可を受け営農を行っているもの、または民有地で営農を行っているものは、事業の対象になります。

(5)については、自然草地（野草地）は対象外とし、草地造成事業等により造成されたもので、現に肥培管理（年1回以上施肥または追播）を行っているものは、事業の対象になります。

（参考）

了解事項第1－1

法第2条に規定する「農地」とは、耕作の用に供される土地をいい、土地台帳地目によって区分するものではなく、その土地の現況によって区分するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 現に耕作している土地（肥培管理を行っている土地をいう）であって、水田及び畑地のほか果樹園、飼料作物栽培地、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等（以下「特殊田畑」という。）を含むものとし、実験農場、採草地、放牧地、耕作許可のない河川敷地内の耕地、地目転用予定の農地及び宅地内の家庭菜園は農地として取扱わないものとする。

(2) 省略

牧草地の災害復旧事業の取扱いについて（S46.10.20）

了解事項第1の1「農地の解釈」に規定する採草地、放牧地とは自然草地（野草地）をいい、草地造成事業等により造成された牧草地で現に肥培管理（年1回以上施肥または追播）を行っているものについては、農地（畑）と解することとする。

質 疑 応 答

1－3 米の生産調整対象等による休耕田（雑草が繁茂し荒地状態）の災害復旧事業は農地として申請することはできるのですか。

了解事項第1－1「農地の解釈」の(2)に示すとおり、耕作しようとするればいつでも耕作し得る状態の土地であれば、農地として申請することはできます。

なお、現地において判断が出来ない場合、休耕田等である旨が証明できる資料により確認するものとします。

（参考）

了解事項第1－1

法第2条に規定する「農地」とは、耕作の用に供される土地をいい、土地台帳地目によって区分するものではなく、その土地の現況によって区分するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 水田及び畑地（特殊田畑を除く。）にあつては、耕作しようとするればいつでも耕作し得る状態にある土地で、次に掲げるものは農地とみなす。

ア 土地改良事業、融資事業等により新規造成された農地

イ 輪作地帯における休耕地（休耕中に地力を増進する目的で、はんの木等を植えた土地を含む）

この場合、耕作し得る状態とは、耕土、心土及び盤土の合計の厚さ（「土層の厚さ」といい、盤土は作物の根が伸張り得る程度の礫層を含むものとし、底岩又は盤層に達するまでの厚さをいう。短径が50センチメートル以上の転石が80パーセント以上を占める礫層は、底岩又は盤層とみなす。）が40センチメートル以上ある場合をいう。

1－4 休耕田の災害で、現状畦畔が消滅（減反による自然消滅）している場合の申請は田、畑のいずれで申請すべきなのですか。

その土地の現況（工種）によって申請します。現況農地に畦畔がない場合で、耕作しようとするればいつでも耕作し得る状態の土地であれば、畑で申請します。

質 疑 応 答

1－5 花木栽培をしている畑については、暫定法にいう「農地」として申請することはできるのですか。

現に花木栽培をしている農地は、了解事項第1－1「農地の解釈」(1)でいう「特殊畑」となりますので、畑として申請できます。

なお、花木栽培をしている土地が農地に該当するかどうかの判断は、「災害復旧事業における植木畑の対象農地について」(平成26年6月19日)に示すとおり、肥培管理が施されていることが条件となります。

(参考)

了解事項第1－1

法第2条に規定する「農地」とは、耕作の用に供される土地をいい、土地台帳地目によって区分するものではなく、その土地の現況によって区分するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 現に耕作している土地（肥培管理を行っている土地をいう）であって、水田及び畑地のほか果樹園、飼料作物栽培地、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等（以下「特殊田畑」という。）を含むものとし、実験農場、採草地、放牧地、耕作許可のない河川敷地内の耕地、地目転用予定の農地及び宅地内の家庭菜園は農地として取扱わないものとする。

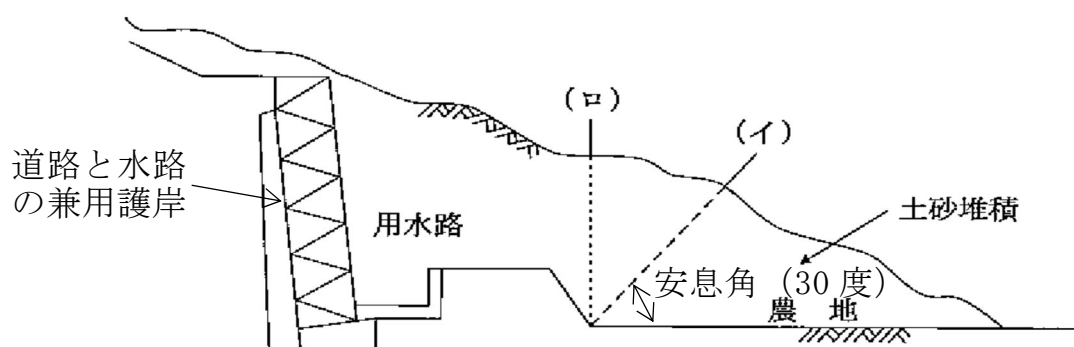
(2) 省略

「災害復旧事業における植木畑の対象農地について」(平成26年6月19日)

- 1 災害復旧事業における植木畑の対象農地は、肥培管理が施されていることを条件に判断することとし、現地の状況から肥培管理が施されていることが明確でない場合は、以下に示す確認結果を踏まえて査定を実施する。
- 2 肥培管理が施されていることが明確でないと事業主体が判断する場合は次の手順により査定を行う。
 - ① 事業主体（市町村等）は農業委員と被災した植木畑の肥培管理の実施状況について現地で確認する。
 - ② 事業主体は、①の結果及び当該植木畑の所有者等から肥培管理の状況を聞き取り作成する植木畑肥培管理表（別紙）から、当該植木畑が対象農地であることを確認する。
 - ③ 災害査定は、植木畑肥培管理表と被災箇所の状況から植木畑の対象農地の査定を行う。
- 3 なお、査定時に上記2①及び②がなされておらず、現地の状況から対象農地の判断が困難な場合は、①及び②が整ってから査定を実施する。

質 疑 応 答

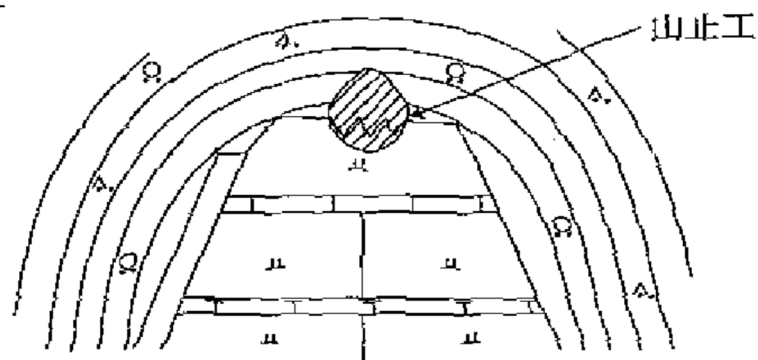
1－6 分離施行困難または不適當条項（暫定法第2条第8項）の適用で、下図のような事例（土砂崩壊による堆積）では、農地と農業用施設の合併施行で申請することはできるのですか。



質疑応答3－6（2）と同様に土砂埋没で一連の被災を受けた場合には、復旧工事を一体的に施行し、分離施行が困難又は不適當に該当しますので、合併施行で申請できます。ただし、農地復旧の申請がない場合は（イ）のように境界から安息角で引いた線で区分します。

質 疑 応 答

1－7 個人の農地復旧の場合、谷地田などの山側の崩壊土止め工は、「畦畔復旧」とはならないのですか。



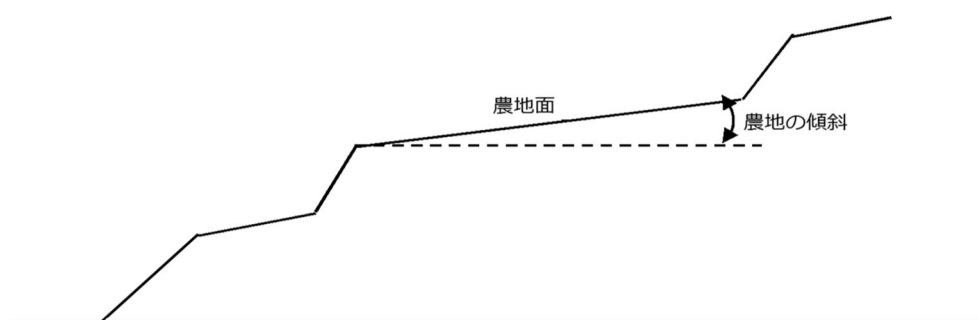
山止工の効用は下部の農地を保全するものですから、必要最小限度の土止め工法で、農地として申請することができますが、畦畔復旧には該当しません。

質 疑 応 答

1－8 経済効果小（復旧限度額関係を除く）について

(1) 暫定法施行令第9条の(1)の「傾斜が20度を超える農地」の解釈はどのようにするのですか。

20度の傾斜とは、一筆あるいは一区画で構成される農地面の平均的な傾斜を指すものであって、地域全体の傾斜を指すものではありません。



なお、平成23年の暫定法施行令の改正により、傾斜が20度を超える農地であっても、農地の傾斜による生産条件の著しい格差がない場合は、災害復旧の対象となります。具体的な要件としては、農林水産省告示（第2428号）により、対象作物は果樹農業振興特別措置法に規定する果樹農業振興計画に係る果樹であって、当該都道府県の傾斜が20度を超える農地で栽培される場合に20度以下で栽培される場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られる場合となっています。

（「傾斜度が20度を超える被災農地の取扱いについて」（平成23年12月28日）、「農林水産大臣が定める農作物に係る農業所得の確認について」（平成23年12月28日））

質 疑 応 答

- (2) 暫定法施行令第9条第1号に「傾斜が20度を超える農地(その農地の利用または保全のための農業用施設を含む。以下同じ)」とありますが、このうち()内の「農業用施設」は、了解事項第1－6を含むのですか。

了解事項第1－6「個人所有に係る農地(畦畔)、農業用施設の取扱い」は、個人所有に係る農地(畦畔)、農業用施設に関する規定ですので、農地と一体的であることから、傾斜が20度を超える農地の場合は含まれることになります。

(参考)

了解事項第1－6

個人所有に係る農地(畦畔)、農業用施設の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 省略

- (2) 農地の区画変更を行う場合若しくは土砂の流失、埋没等が著しいため農地の効用回復を行う場合におけるその復旧区域内の用排水路、農道等又は地すべり農地の復旧に当たって設ける承水路工、排水路工、土止工等の施設のうち、個人所有の農地の利用保全に係るものは、農地として処理するものとする。

質 疑 応 答

- (3) 流入土砂を排土する場合、流入土砂の平均厚さが、粒径が1 mm以下の土砂にあっては2 cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5 cm以上の場合に災害復旧事業として申請することはできますが、この場合、2 cm、5 cm未満の土砂を除外した土量で申請するのですか。

流入土砂または流失耕土の「平均厚さ」とは、その筆に於ける被災部分の平均厚さを言いますので、2 cm（5 cm）未満の被災部分を含めて平均厚さが2 cm（5 cm）以上の場合は全量申請できます。なお、平均厚さの求め方については、了解事項第1－3「農地の流入土砂等の平均の厚さ」に示しています。

(参考)

了解事項第1－3

法第5条第6号及び第7号に規定する農地における流入土砂又は流失耕土の「平均厚さ」とは、その筆における被災部分について申請1箇所当たり山側・中間部・河川部、又は上流部・中間部・下流部などの3点（申請1箇所当たり面積が1アール未満の場合は中間部のみ1点）の試掘を行い算術平均により求めるか、又は水田のように被災前の状態が水平であったものについては、水準儀による高低測量によって平均の厚さを求めるものとする。

- 1－9 農地に直接被災はないのですが、上部山腹にクラックが発生し地すべりが起きる状態にあり、甚大な災害を誘起する恐れがある場合、農地災害として申請することはできるのですか。

農地に被災がなければ、危険性があっても災害復旧事業として申請することはできません。

質 疑 応 答

1－10 猪垣、鹿垣等の鳥獣侵入防止施設は災害の対象となるのですか。

猪垣、鹿垣等の鳥獣侵入防止施設が、共同利用施設（法施行令第1条の3）に該当する場合は、原則、農林水産業共同利用施設災害復旧事業の対象となり、農地・農業用施設災害復旧事業の対象にはなりません。

共同利用施設ではない鳥獣侵入防止施設が農地と同時に被災し、農地復旧に差し支えがある場合、管理者の同意を条件に農地災害として撤去することが可能ですが、鳥獣侵入防止施設の復旧は対象となりません。また、農業用施設と同時に被災した場合も同様です。

なお、鳥獣侵入防止施設が単独で被災した場合も災害復旧事業の対象にはなりません。

1－11 農業農村整備事業等で整備した農作物被害を防止する施設の整備（防霜ファン・防風ネット）や鳥獣侵入防止施設等が被災した場合、災害復旧事業として申請できますか。

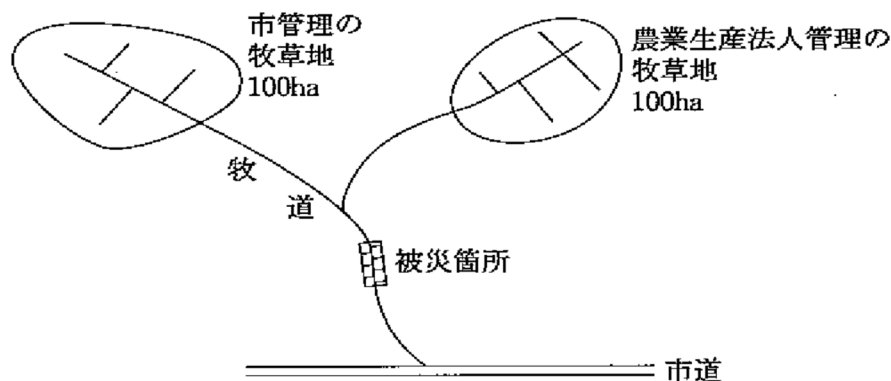
災害復旧の対象とできる施設は、農業農村整備事業で造成された施設全てが対象とならず、暫定法で定められている工種のみとなります。

問い合わせの施設は、農業用施設でなく農作物の被害を防止するための施設であり、農地を守るための施設ではないので、これらが単独で被災した場合は、災害復旧事業の対象とはなりません。

なお、復旧工種と相当関連のある付帯施設と位置づけられるもので、復旧工種の復旧と併せて行うことが必要と判断されるものにあつては、復旧工種の付帯工として実施できる場合もありますので、現地の状況により判断することとします。（鳥獣侵入防止施設については1－10参照）

質 疑 応 答

1-12 下図のような場合、被災牧道は農業用施設として申請できるのですか。



この場合、各々の牧草地の管理主体は全く別ですが、被災箇所はこの2団地を受益とする農道ですので、各管理者が共同で管理していれば農業用施設（農道）として申請することができます。なお、牧草地に係る災害復旧事業の要件については、了解事項第2-4「牧草地の取扱い」に示しています。

1-13 了解事項第2-4（2）牧草地の取扱い

「牧草地の利用または保全に係る施設（牧道、用排水路等農業用施設）の災害……。ただし、都道府県、市町村等が管理している場合に限り、農地（受益戸数1戸）として処理するものとする。」とありますが、

- (1) 土地改良施設は、土地改良区が管理していても受益戸数は1戸となりませんが、牧草地の場合の受益戸数の考え方はどのように考えるのですか。

暫定法における災害復旧事業は、農業を営む者に係る農地、農業用施設を主に対象としていますが、牧草地の一部では、地方公共団体（都道府県、市町村等）が畜産農家から肥育委託を受けて経営管理している場合もありますので、このような場合にあっては暫定法を適用できるようにしているため、このような取扱い（受益戸数1戸）としているものです。

なお、その場合に適用する採択条項はそれぞれの工種に見合うものとなります。

質 疑 応 答

(2) 牧道、用排水路等農業用施設として申請できる場合は、どのような場合ですか。

牧草地の利用または保全に係る施設（牧道、用排水路等農業用施設）の災害復旧において、所定の申請条項を満たし、かつ、都道府県、市町村等以外の者（受益者2戸以上）が管理している場合には通常の農業用施設と同様に申請することができます。

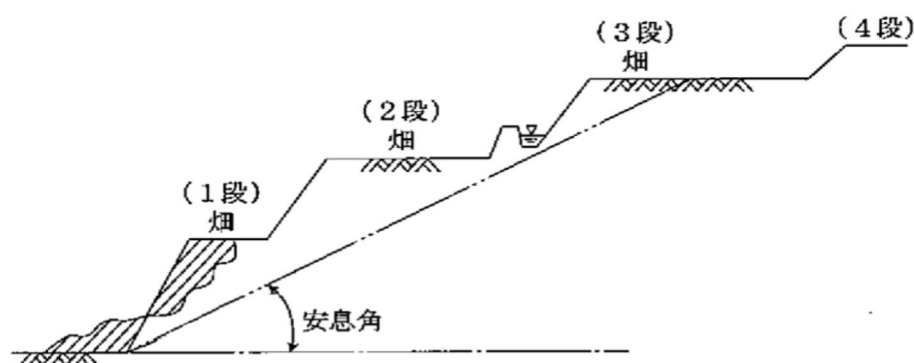
1－14 受益戸数1戸として取扱う牧草地で、農地として処理する農業用施設についての復旧限度額はどのように算出するのですか。

復旧限度額を算出する面積は、その施設の直接の受益面積とします。この場合、受益地を同じくする施設が2箇所以上にわたって被災した場合（例えば農道が2箇所以上被災した場合等）には、全復旧事業費が復旧限度額の対象となります。

質 疑 応 答

1-15 農地の復旧限度額の算定について

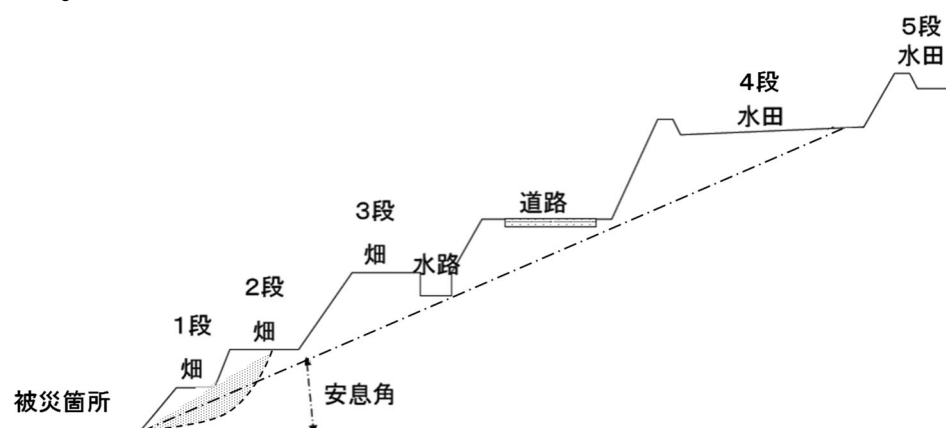
(1) 下図のような場合の農地の復旧限度額の算定は、どうするのですか。



安息角の線が3段目の農地面にかかっていますので、階段状の畑の復旧すべき農地面積（1段目、2段目、3段目）の合計面積を用いて農地の復旧限度額を算出します。水田の場合は、それぞれの段の畦畔の支配する1筆面積から、農地の合計面積を用いて復旧限度額を算出します。

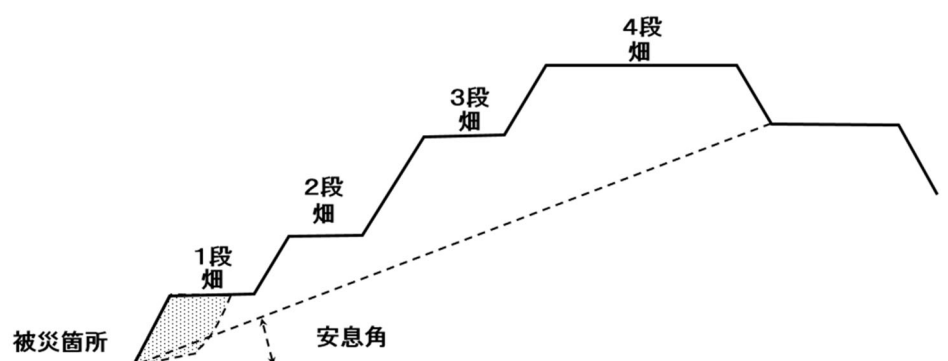
質 疑 応 答

- (2) 下図のような場合の農地の復旧限度額は、どのように算出するのですか。



安息角の線が4段目の農地面にかかっていますので、階段状の畑の復旧すべき農地面積（1段目、2段目、3段目）と水田の畦畔の支配する1筆面積（4段目）足した農地面積から復旧限度額を算出します。なお、道路、水路の面積は除外します

- (3) 下図のような場合の農地の復旧限度額は、どのように算出するのですか。



安息角が尾根より向こう側の斜面にかかる場合は、階段状の畑の復旧すべき農地面積（1段目、2段目、3段目、4段目）の合計面積を用いて、農地の復旧限度額を算出します。

質 疑 応 答

- (4) 安息角は30度を標準としていますが、土質等を考慮して30度より小さい角度を取れないのですか。

土質試験等で明解に安息角が算出できればその値を取りますが、安息角の測定が困難な場合等は、標準の30度を取ることとしています。

また、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）により指定された地域については15度としています。ただし、現場が同法で指定された地域であることを査定時に資料で説明することとしています。

- (5) 「傾斜地における果樹園等の農地復旧限度額の算定手法及び農地保全施設の取扱いについて」（事務連絡）における安息角15度の設定の対象となる農地は、特殊土壤地帯における農地（田、畑、わさび田）と考えて良いですか。

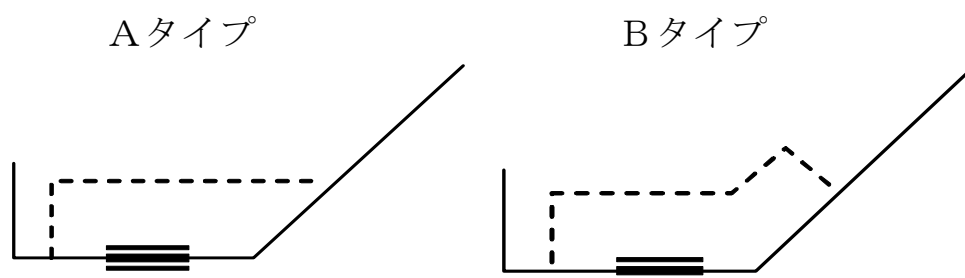
上述の事務連絡の3.及び1.において、「当該被災箇所が特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）により指定された地域」において、「傾斜地に果樹園等が形成され、土壤性状も崩壊しやすい土壤の場合は、被災により農地自体の安定性が確保されていない状態にあることから、農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項1-5に基づき、復旧すべき農地面積を算定する場合には、安息角を15度に設定し、限度額の算定を行うこと」としており、同法により指定された地域の農地（田、畑、わさび田）を対象としています。

- (6) 傾斜地の定義と基準はどのように考えれば良いですか。

傾斜地の定義は、傾斜度を有する土地を総称しており、基準については特にありません。傾斜地には、農地面が斜面になっている場合のみならず、法面と水平の農地面により構成される農地も対象としています。（参照：1-15(1)～(3)）

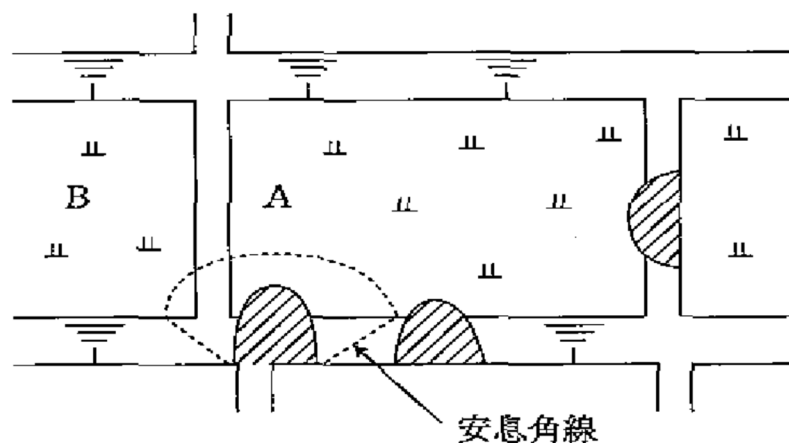
質 疑 応 答

- (7) 下図（平面図）のように被災畦畔が1方向でない場合の農地の復旧限度額の計上面積は、次のどちらのタイプで算定したらよいのですか。



平行限界線・横限界線は、営農機械の運行に伴う農地の安定を考慮することとなっておりますので、Bタイプとして算定します。

- 1-16 水田において、隣の畦畔に接近した部分で法面崩壊がある災害復旧事業の場合、田の復旧限度額の算定方法はどうするのですか。



安息角の線がBの水田のほ場面に掛かるのであれば、Bの水田の面積（1筆）も含めて農地の復旧限度額を算出します。

質 疑 応 答

1－17 畑地かんがい用パイプラインの幹線、支線が被災した場合、その施設別申請はどうするのですか。また、末端の給水管、立上り管及びスプリンクラー・ヘッドの取扱いはどうするのですか。

2戸以上の公共的施設であれば幹線、支線を問わず給水栓までを含め「水路（用水路）」として申請します。

また、末端給水管や立上り管及びスプリンクラー・ヘッドが農地と同時に被災した個人所有に係る施設については、農地として処理することができます。なお、この考え方は、了解事項第1－6「個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱い」の(2)に示すとおりです。

（参考）了解事項第1－6

個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 農地の区画変更を行う場合若しくは土砂の流失、埋没等が著しいため農地の効用回復を行う場合におけるその復旧区域内の用排水路、農道等又は地すべり農地の復旧に当たって設ける承水路工、排水路工、土止工等の施設のうち、個人所有の農地の利用保全に係るものは、農地として処理するものとする。

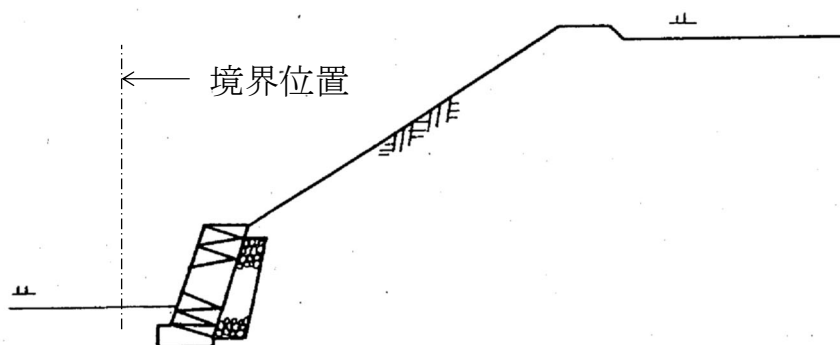
1－18 洪水により水田に土砂が流入した場合の復旧工法について、流入土砂の排除よりも未被災揚水機の揚程アップの方が経済的となる場合には、田、揚水機のどちらで申請するのですか。

この場合は、原形復旧は可能であるが比較設計の結果、経済的に安い工法を採用するという運用上の問題ですので、採択基準に係るものではありません。したがって、農地の“田”で原形復旧として申請することになりますが、土砂排除と比較して、経済的工法を採用した旨の資料を整理しておく必要があります。

質 疑 応 答

1-19 畦畔復旧をブロック積で施工する場合、隣接農地との境界はどのように定めるのですか。(ブロック前面か、基礎コンクリート前面か)

隣接する農地面積に造成する構造物が入らないように位置を決定します。その境界位置は原則として、基礎コンクリート前面とします。



質 疑 応 答

1－20 了解事項第2－2「農地の区画変更」の(2)の復旧面積において、原則として被災前の実面積を限度とするとありますが、実面積には内畦畔を含むのですか。

また、耕地面積が増大した場合は、「・・・の耕地面積」とは何を指すのですか。

実面積には内畦畔（移動畦畔、農耕上簡単に築立て、撤去可能な畦畔）を含みます。また、耕地面積とは実質上作付できる面積で畦畔（内畦畔を除く）を含まない面積を指します。

（参考）

了解事項2－2

要領第19の1の(2)の規定により農地の区画を変更して採択する場合の取扱い、次の各号に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 復旧面積

復旧面積は、原則として被災前の田畑別の実面積を限度とするが、区画変更によって耕地面積が増大した場合は、その増大に見合う復旧費は国庫補助の対象としない。この場合の増大分に見合う復旧費は、区画変更を行った農地の総面積を基礎とした1アール当たり平均復旧費により算出するものとする。また、被災前の農地の実面積が不明な場合は、台帳面積によるものとする。

(3)～(6) 省略

質 疑 応 答

1-21 区画変更または代替開墾する場合の取扱いについて

- (1) 水田を畑に代替開墾する場合、原用水路の復旧費の範囲内であれば代替開墾地内に道路（幅1.2m以上、利用者2人以上）を建設することはできるのですか。

従前の農業用施設の復旧費の範囲内で行う必要最小限度の施設は造成できます。了解事項第2-3「代替開墾」に示すとおりです。

（参考）

了解事項2-3

要領第19の1の(1)により代替開墾を行うこととして採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 代替地の土地購入に要する費用は、国庫補助の対象としない。
- (2) 代替開墾を行うことができるのは、当該工事（必要最小限度の農業用施設を含む。）に要する費用の額が旧の農地及び旧の農業用施設の復旧費の合計額以下の場合とする。
- (3) 代替地における農地の復旧費は、旧の農地における農地復旧費の範囲内とする。
- (4) 代替地における農業用施設に要する事業費については、旧の農業用施設の復旧費の範囲内とし、超過分については農地として取扱う。
- (5) 代替開墾を行うこととして放棄した旧の農地及び農業用施設は、以後、災害復旧事業の対象しない。

(2) 下記の場合の処理方法はどうするのですか。

ア 原位置復旧費 500万円（限度額 1,000万円、5 ha）

イ 代替開墾地 450万円（限度額 $1,000 \times 2 / 5 = 400$ 万円、2 ha）

この場合、原位置との差額50万円は補助対象外となるのですか。

復旧限度額は原位置復旧に対する金額ですので、代替開墾地に復旧限度額を定めているものではありません。したがって、原位置の復旧面積の復旧限度額内で、かつ原位置での農地復旧費の範囲内であれば補助対象となります。設問の場合、代替地の復旧費は500万円までが補助対象となりますので、限度額査定にはなりません。

質 疑 応 答

- (3) 了解事項第2－3－(2)代替開墾により、代替開墾に要する費用が旧農地及び旧施設の復旧費を上回る場合は、代替開墾することはできないのですか。

旧農地及び旧施設の復旧費を上回る部分は補助対象外となりますが、代替開墾することはできます。

- (4) 代替開墾の場合、河川災害等により旧農地の一部が買収された場合は、その農地分は対象とならないのですか。

旧農地の一部は買収されていますので、その農地分は対象となりません。

質 疑 応 答

- (5) 区画整理方式による農地復旧の場合で、農地面積を減じて農道面積を増加して復旧する場合、この増加面積分を農地として処理することはできるのですか。

区画整理方式による農地復旧の場合、農道復旧面積は従前の農道面積を限度とし、例外的に畦畔面積に見合う農道面積の増加を農地として処理することを認めています。これ以外の農道面積の増加を農地として処理することはできません。了解事項第2-2-(5)に示すとおりです。

(参考)

了解事項 2-2

要領第19の1の(2)の規定により農地の区画を変更して採択する場合の取扱い、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 農道

農道は、その本数、延長を必要最小限度とするためできるだけ支配面積は大きく、かつ、屈曲が少なくなるよう決定する。

復旧農道の面積は、被災前の農道面積（幅員1.2メートル以上）を限度とする。ただし、畦畔面積（耕作道を兼ねる畦畔を含む。）の減少に見合う復旧農道の増加は差支えないが、この場合農地として処理する。

また、路面と田面との高低差は60センチメートル程度、土止工は空石積程度とし、路面舗装は砂利舗装として厚さは必要最小限度とする。

- (6) 代替開墾の場合、水路の延長増加は農地として取扱うことはできるのですか。

被災水路の効用回復の観点から、所要の用排水施設の規模と配置を決定します。この場合、単に旧水路と復旧水路の延長比較だけでその増加分を農地として処理することは妥当ではありませんので、旧水路の復旧費を超える分を農地として取扱うことにしています。

質 疑 応 答

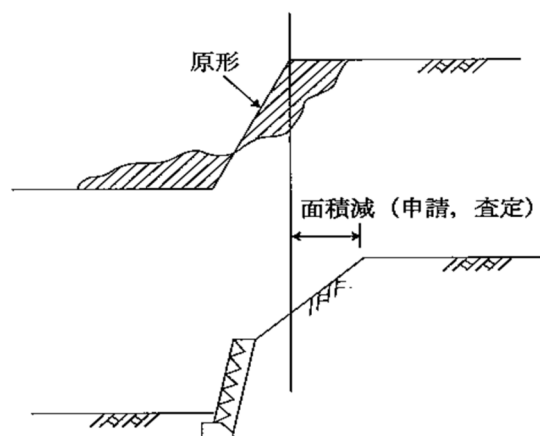
- 1－22 農地と農業用施設を合併施行する場合、併せて査定額が40万円以上あれば申請できることになっていますが、この場合、農地の復旧限度額も、40万円以上でないと申請できないのですか。

農地と農業用施設の分離施行が困難な場合に限り、農地の復旧限度額は40万円未満でも申請することはできますが、農地の復旧額のうち復旧限度額を超える分は、補助対象にはなりません。

- 1－23 災害復旧事業としての申請条件は1箇所40万円以上ですが、1/2工法を採用する場合（上部農地＋下部農業用施設＝40万円以上）の上部農地の復旧額に限度はあるのですか。

1箇所の復旧費が40万円以上であれば、個々の工種の復旧費にとらわれるものではありませんが、農地の復旧額のうち復旧限度額を超える分は、補助対象にはなりません。

- 1－24 農地の復旧限度額算定に当たって使用する農地面積は被災前の面積になるのですか、申請する面積になるのですか。



復旧工法上やむを得ず農地面積を減じて復旧しなければならない場合であっても、農地の復旧限度額算定に使用する農地面積は、被災前の面積になります。

質 疑 応 答

1-25 農地の特殊田畑の復旧限度額算定については、どのように算定するのですか。

農地の解釈は、了解事項第1-1-(1)のとおり特殊田畑も含みますので、復旧すべき農地面積については、特殊田畑を田及び畑に区分し、了解事項第1-5-(1)に準じて農地の復旧限度額を算定します。

(参考)

了解事項1-1

法第2条に規定する「農地」とは、耕作の用に供される土地をいい、土地台帳区分によって区分するものではなく、その土地の現況によって区分するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 現に耕作している土地（肥培管理を行っている土地をいう）であって、水田及び畑地のほか果樹園、飼料作物栽培地、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等（以下「特殊田畑」という。）を含むものとし、実験農場、採草地、放牧地、耕作許可のない河川敷地内の耕地、地目転用予定の農地及び宅地内の家庭菜園は、農地として扱わないものとする。

(2) 省略

了解事項1-5

令第9条第6号に規定する「金額を算定する場合の復旧すべき農地面積」の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 復旧限度額の算定にあたって使用する復旧すべき農地面積の解釈については、平坦地における畑地にあつては復旧実面積とし、水田にあつては被災した畦畔の用水貯留機能を考慮して、その畦畔の支配する筆（登記上の筆ではなく実際の筆）の面積を含むものとする。

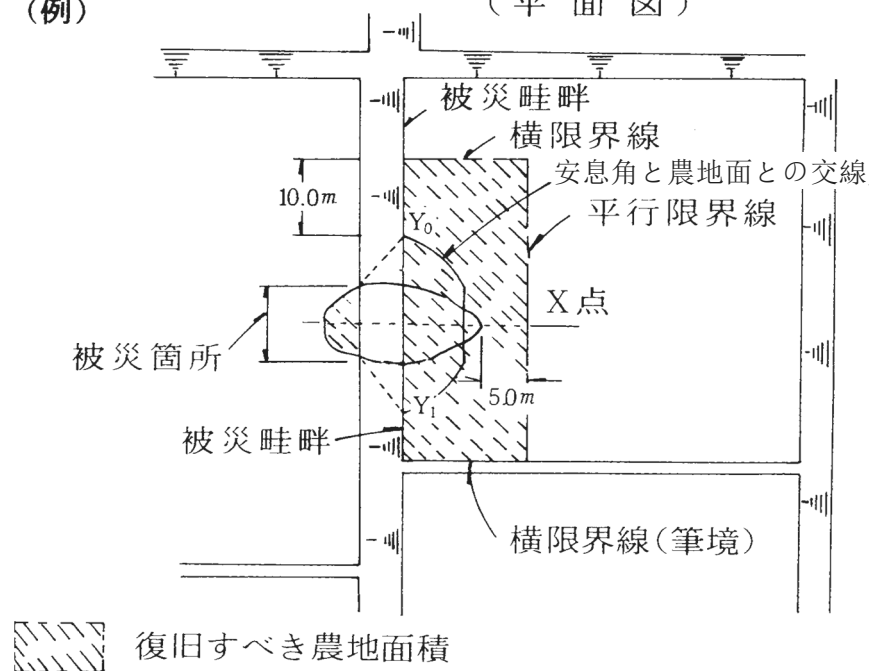
また、階段状の農地の場合には、その畦畔の農地保全機能を考慮し、畑地にあつては、復旧実面積及び被災畦畔と地盤との交線を基準として上方及び横方向に引いた安息角線と農地面との交線によって囲まれた農地面積のほか、営農機械の運行に伴う農地の安定等を考慮して定めた平行限界線と横限界線によって囲まれた部分の残余の面積を含むものとし（例参照）水田にあつては、復旧実面積及び畑地の場合と同様に引いた安息角線と農地面との交線によって囲まれた農地面積のほか、安息角線と交叉する農地の畦畔が支配する筆の残余の面積を含むものとする。

なお、階段状の農地とは、平坦地の通常の畦畔以上の高低差のある農地をいい、その段差が畦畔線に対しいずれの方向にあるかは問わない。また下段が農地でなく、排水路、宅地等であっても階段状の農地に変わりはない。

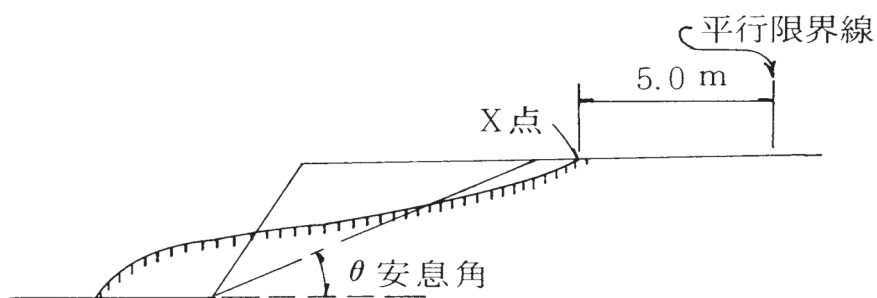
質 疑 応 答

(例)

(平 面 図)



(横 断 図)



質 疑 応 答

(注意)

- 1) 平行限界線とは、被災農地の上方への安息角線と農地面との交点の最遠点(被災農地の上方への被災線が安息角線と農地面との交点の最遠点を超えるときは、その被災線の最遠点……X点)から被災畦畔に直角に上方へ都府県にあっては5メートル、北海道にあっては10メートルの地点を含む被災畦畔と平行な線をいう。
- 2) 横限界線とは、横方向への安息角線と被災畦畔と交叉する地点(Y0、Y1)から、被災畦畔に沿ってそれぞれ都府県にあっては10メートル、北海道にあっては15メートル地点を含む被災畦畔と直角な線をいう。
- 3) 上記1及び2により設定された平行限界線及び横限界線が他の筆の農地に及ぶ場合には、平行限界線及び横限界線は、当該農地の筆境とする。

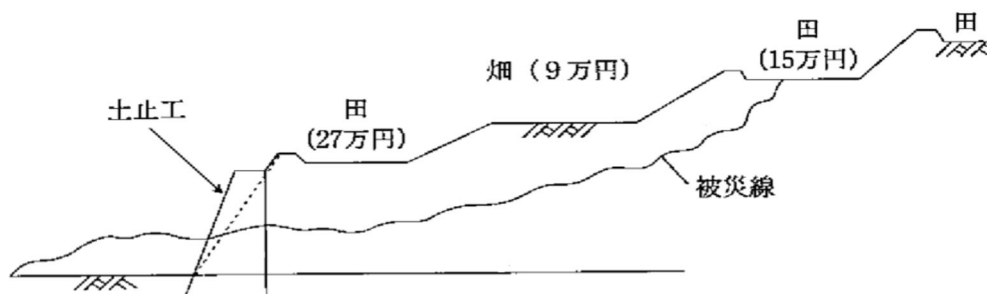
(2) 省略

1-26 ハウス栽培を行っている水田で、畦畔が被災した場合の復旧すべき農地面積はどうするのですか。

水稻から他作物へ恒久的な作付転換をしたものは、水田としては復旧しませんので畑としての復旧面積とします。また、田畑輪換等で一定期間転作を実施しているものは畦畔の有無、貯留機能等の現況から判断して田として申請することができます。なお、貯留機能を有している輪換畑にあっては、畦畔に囲まれた一筆を復旧面積として申請します。

質 疑 応 答

1－27 下図のような被災状況の場合、田畑を含めて1箇所工事とするのですか。また、農地の復旧限度額はどのように算定するのですか。



図のような場合は、被災が一連のものとなっていますので、一箇所工事として取扱います。この場合の申請工種は、田、畑のうち、面積の大きい方を探ります。また、農地の復旧限度額は、了解事項第1－5－(1)により算定した面積により計算します。

1－28 農地復旧事業の申請に際し、復旧工事費が農地の復旧限度額を超える場合、復旧限度額を申請額とすべきなのですか。

全体の復旧工事費を申請額とします。ただし、国庫補助対象は農地の復旧限度額までですので、査定（限度額査定）されることになります。

1－29 農地復旧事業の復旧限度額算定において、暫定法第5条第6項による適用除外となった面積を含めて算定することはできないのですか。

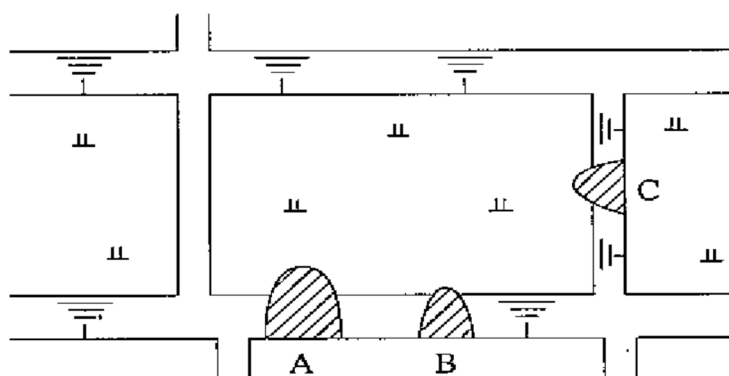
適用除外となった面積を含めて算定することはできません。

質 疑 応 答

1－30 農地の復旧限度額の算出に用いる面積は実測しなければならないのですか。

原則として実測値（CADによる図測、プランメータ、三斜線を切つての算出等）としています。測量等により整理された台帳面積であればその数値を面積とするとともに、GIS、航空写真の活用も可能としています（「GISを活用した農地面積等の算定における留意事項について」）。ただし、明らかに農地の復旧限度額が復旧事業費を上回る場合に限ります。

1－31 中山間地域での農地復旧においては復旧限度額を上回ることが多くあります。このため、下図のような場合で、申請者がC工区は自力復旧が可能なため、自力復旧を条件としてA、B工区のみを申請した場合はどうするのですか。



農地、特に水田の一筆内の復旧に当たっては、被災箇所のをすべてを復旧しないと効用回復となりません。したがって被災箇所全部について申請してください。

1－32 水田に土砂が流入し堆積した場合の復旧対象面積は、筆単位とならないのですか。

水田の土砂流入の場合は、畦畔復旧と異なり、土砂流入場所だけの効用回復となることから、被災部分（暫定法第5条第6項の範囲）のみが対象となるため、対象面積は筆単位とはなりません。

質 疑 応 答

1－33 複数工区（150m以内で連続している場合）を申請する場合、農地の復旧限度額は申請工区全体の合計額となるのですか。

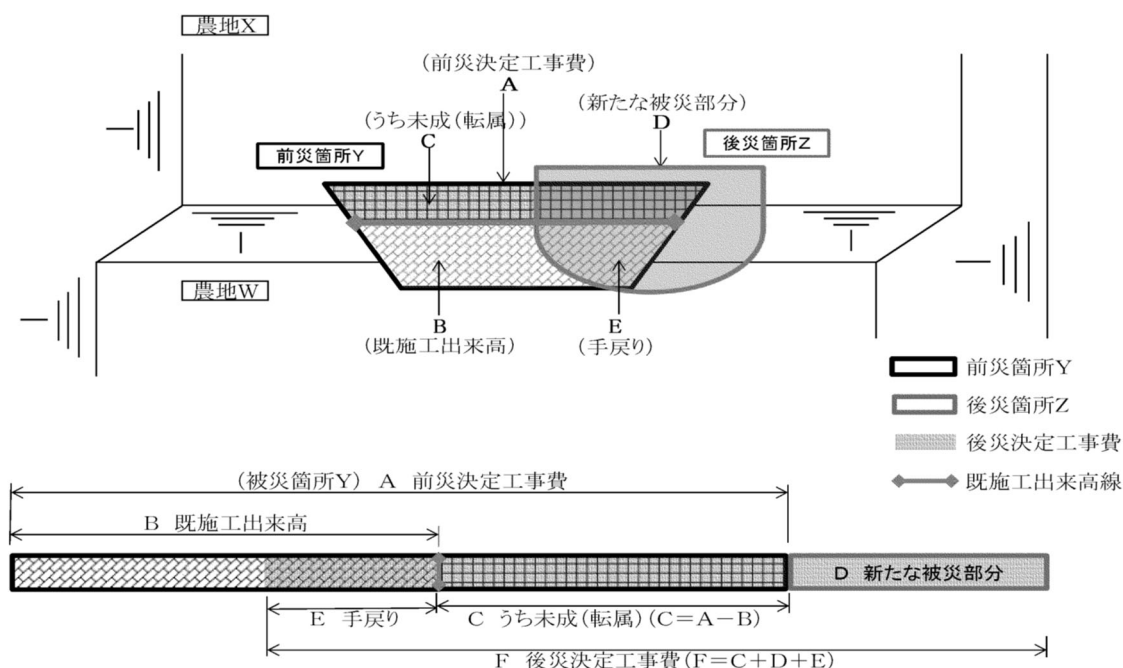
（例）

	復旧限度額	工事費
1 工区	50万円	40万円
2 工区	20万円	60万円
3 工区	100万円	50万円
計	170万円	150万円

1箇所複数の工区がある場合は、複数工区の合計面積を用いて復旧限度額を算出します。

質 疑 応 答

1-34 下図の農地Xにおいて、災害復旧事業被災箇所Y（前災）の施行中に、新たに生じた災害（後災）により、右側に連続して被災した場合における農地の限度額査定の方法はどうするのですか。



(1) 後災の天然現象または被災規模（ $(E + D) < 40$ 万円）が暫定法の適用を受けない場合

前災の計画変更で処理し、計画変更（ $A + E + D$ ）の事業費のうち、計画変更後の農地の復旧限度額を超える金額は自己負担

後災後の農地の復旧限度額＝{前災Y及び後災Zを1箇所とした復旧すべき農地面積^{0.682}×1,000}×K

質 疑 応 答

(2) 後災の天然現象及び被災規模（ $(E + D) \geq 40$ 万円）が暫定法の適用を受ける場合

新規災害復旧事業で処理し、後災（ $E + D$ ）の事業費のうち、箇所 Z の農地の復旧限度額を超える金額は自己負担

後災後の農地の復旧限度額＝{後災 Z に係る復旧すべき農地面積^{0.682}× 1,000} × K

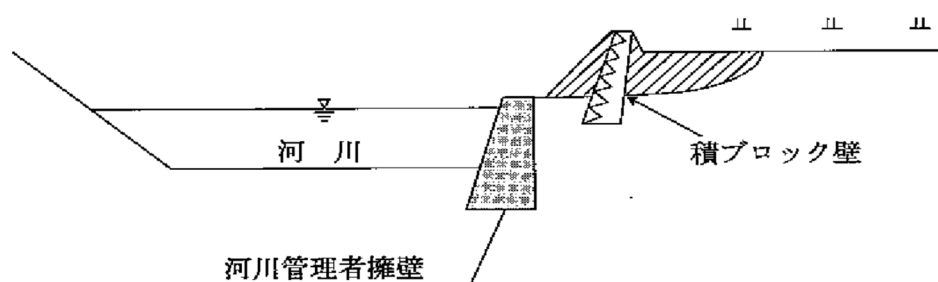
(参考)

「復旧すべき農地面積」については了解事項 1－5（1）参照

質 疑 応 答

1-35 河川沿いの農地復旧工法について

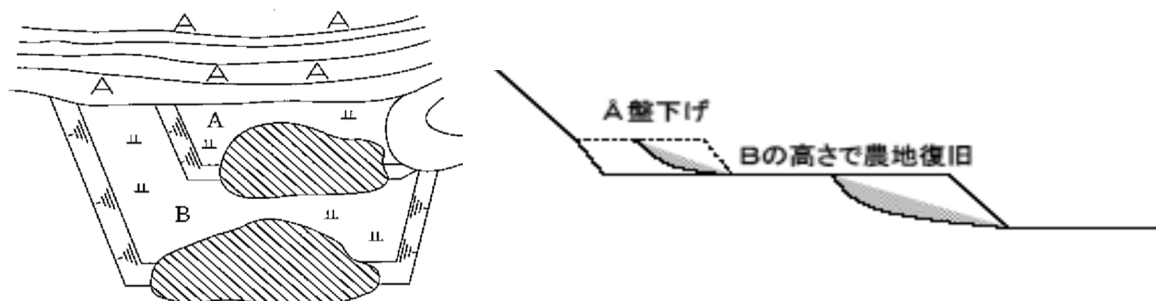
河川沿いの背後地が出水により土畦畔が決壊し、耕土が流失した。背後農地が河川護岸（コンクリート擁壁）より高いため、原施設はこの護岸に土畦畔で農地を保護していたが今回の出水により流失した。このため、再度災害防止のため、河川工作物である護岸を避けて積ブロック壁を設置する工法を申請することができるのですか。



河川と農地の管理区分を確認し、コンクリート擁壁の背面からが農地側の管理であって、土畦畔で復旧した場合、次期出水に対して盛土の安定が保てない場合は、農地災害として積ブロック壁等の工法で申請ができます。

質 疑 応 答

1－36 同時に被災したA田、B田の所有者が同一の場合、A田を盤下げしA、Bを一枚の田に復旧することができますか。



災害復旧事業における区画整理方式は、農地が比較的広範囲で流失、崩壊等著しく地形が変化し、原形に復旧することが不適当な場合に適用します。

しかし、山間地等の小範囲の所で地すべり災や山地崩壊の影響を受けて原形復旧が不適当な場合等においてはA、B農地を一枚として復旧することはあります。

したがって、小範囲であっても

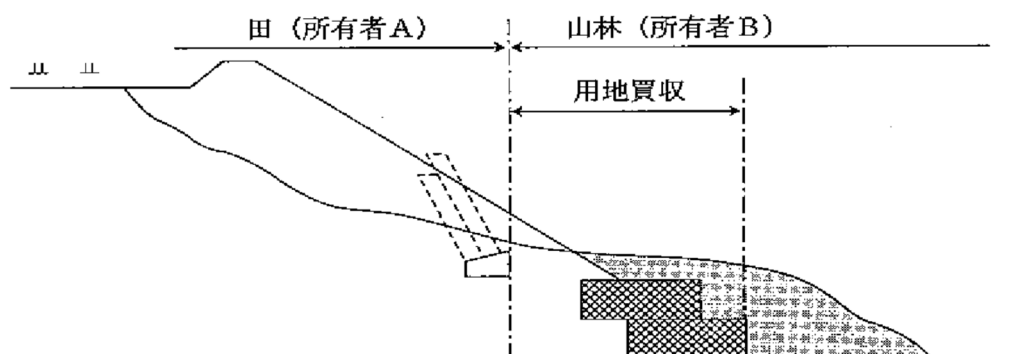
イ 被災状況が激甚で原形復旧が不可能である場合

ロ A、Bの被災区間が連続しており、1枚1枚の復旧よりも経済的である場合

などには、区画整理方式で復旧することができます。

質 疑 応 答

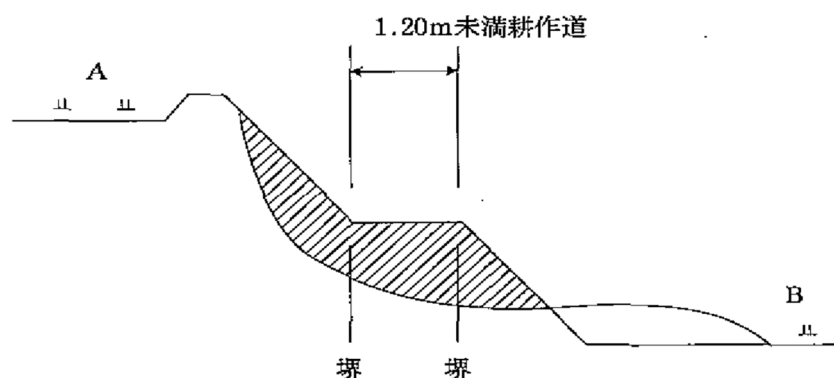
1-37 下図のように農地が被災した場合、ブロック積より用地買収をして、フトン箆工法にしたほうが経済的となる場合、用地買収費を含めて申請することはできるのですか。



農地復旧の場合、用地は個人に帰属することから土地購入に要する費用は国庫補助の対象とはなりません。したがって、用地買収が必要な場合は、地権者で予め手当てしておく必要があります（ただし、農業用施設についてはこの限りではありません）ので、用地を手当てした上で申請することはできます。

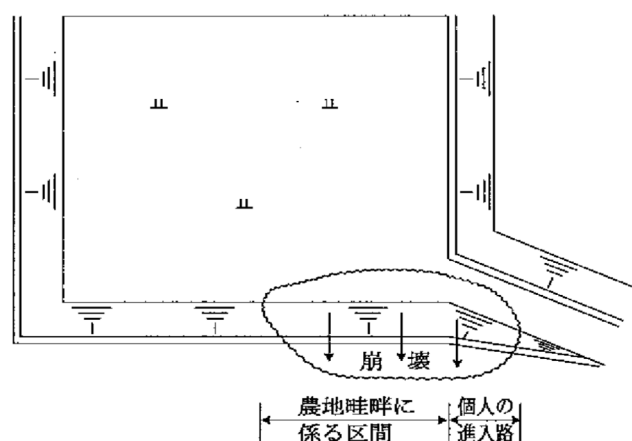
質 疑 応 答

- 1－38 耕作道と一体的に農地の法面が被災した場合に、耕作道の幅員が1.2m未満で農道として申請できない場合は、農地（田）の法面復旧で申請することはできるのですか。



耕作道幅員が1.2m未満では、農業用施設（農道）として申請することはできませんが、農地の利用または保全管理上必要最小限の復旧に係る工事は農地として申請することはできます。

- 1－39 農地畦畔が崩壊し、それと一緒に進入路も崩壊した場合、進入路分も災害復旧事業として申請することはできますか。



進入路の用地は、一般的に個人所有地の中に造成され個人の利用となっているケースが大部分と思われますが、崩壊部分の復旧は畦畔部分と併せて農地として申請することはできます。

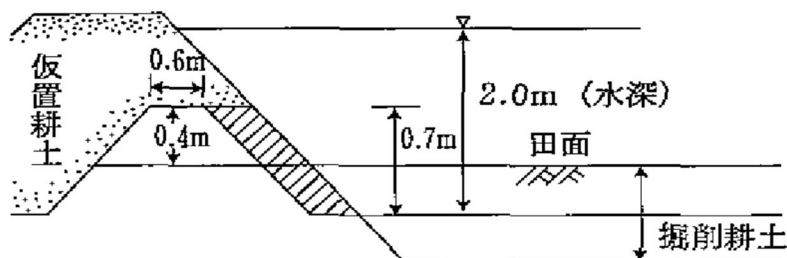
質 疑 応 答

1－40 農地への進入路（耕作道）のみが被災した場合、農地として災害申請できますか。

農地への進入路のみが被災し、その被災により農地への影響がない場合は、災害復旧として申請することはできません。

質 疑 応 答

1－41 農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項第3－18では、水田養魚に供されている水田の災害復旧が可能となっていますが、下図の構造の場合、取扱いはどう样にするのですか。



①土砂流入

現形畦畔天端から上部の堆積土砂及び0.7mまでの流入土砂を対象とします。

②畦畔復旧

現形畦畔天端幅で安定勾配により造成される断面で復旧します。

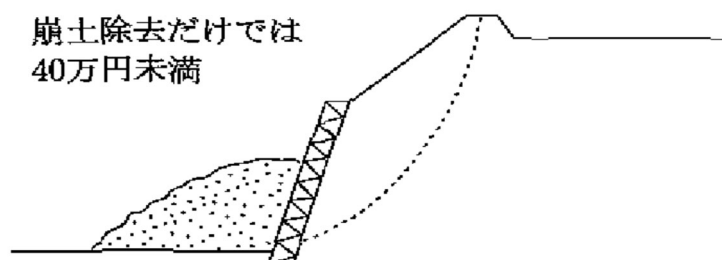
暫定法第2条第1項の「農地」としての定義は、耕作の目的に供される土地とされ、水田養魚田もこの原則に基づいて、地域特性、魚貝類の種類等から一時的に耕土を仮置し、養殖中のものはいつでも営農の範囲内で水田の用に供し得るものとみなし取扱っています。

しかし、本件については一般的耕土深とされる30cmより更に耕盤以下の心土まで掘削していることから、水田としての貯留機能は維持不能となり水田の効用を失っていると考えられますので、補助対象外となります。

なお、現地の状況を踏まえ、了解事項を重視する観点から、土砂排除は平均厚さ0.7mとし、それ以上の堆積はケースバイケースとします。また、畦畔復旧は原形畦畔までを対象とする等の取扱いも考えられますので、実地調査時営農状況等の資料に基づき説明することが必要です。

質 疑 応 答

1－42 水田の畦畔崩壊で下図のように畦畔は存置しているが不安定な状態であり、下部石積が大幅に崩れている場合の取扱いはどうするのですか。



水田の畦畔崩壊により下部石積が大幅に崩れている場合は、畦畔の安定度を回復するために必要な最小限度の範囲内で法面を復旧する工事及び石積を復旧する工事を申請することはできます。この場合、工事費が崩土除去を含めて40万円以上になることが必要です。

質 疑 応 答

1-43 被災農地の地目変更について

- (1) 被災した水田を畑（特殊田畑を含む）として地目（工種）変更して申請して良いですか。

水田を原形復旧するために要する費用（水田の復旧限度額）を超えない範囲内で畑に復旧することはできます。この場合、農地の復旧限度額を超える部分は補助の対象外（非補助額）になります。

- (2) 被災した水田を畑（樹園地含む）として申請する場合の復旧工法には、どのようなものがあるのですか。

申請する復旧工法は、被災箇所の復旧はもとより、畑とするために必要な復旧工法です。例としては、暗渠排水、客土、土壌改良等を想定しています。

- (3) この場合、復旧する畑の耕作実面積は、原形水田の実面積を越えてもよいのですか。

原形水田の実面積を超えた耕地面積の増加は認められません。

- (4) また、農地の復旧限度額算定に用いる復旧対象面積はどの面積となるのですか。

被災時の水田（地目）の面積とします。

質 疑 応 答

1－44 洪水等により、流木、家屋、橋梁、家財その他の残材が農地に流入した場合、災害復旧の対象となるのですか。

洪水等の災害により農地に流木、家屋、家財その他の残材が流入した場合、所有者不明、あるいは遺棄物と見なされる物については、災害復旧事業の対象として処理することができます。

なお、産業廃棄物として取扱われる物については、処分場が確定している場合は、処分費用を申請時に計上することができます。ただし、暫定法第2条第6項で定める1箇所の工事の費用は、当該費用を除く事業費が40万円以上であることが必要です。

質 疑 応 答

1-45 ビニールハウス内の土砂撤去

(1) 洪水等により、ビニールハウス内に堆積した土砂の撤去は、大きく分けて以下の3ケースが考えられるが、どのようにすれば良いか。

- ①ビニールハウスが全壊した状態での土砂撤去。
- ②ビニールハウスが一部被災した状態での土砂撤去。
- ③ビニールハウスが被災していない状態での土砂撤去。

ビニールハウス内の土砂等の撤去は、被災現地の状況によるが、①、②及び③のいずれの場合においても、経済比較のうえで安価な工法を採用することとなります。つまり、ビニールハウスのパイプを撤去・復旧（ビニールハウスの新設は災害復旧事業の対象となりません。）した方が経済的な場合は、その復旧工法を採用することとなります。

なお、ハウス内の棚等の撤去・復旧を行う場合は、工事費が増えることから、農地復旧限度額を超える可能性があるため留意してください。

(2) ビニールハウス内の土砂撤去後、土壌改良（客土を含む）は災害復旧事業の対象となるのか。

土壌改良（客土含む）は、耕土が流出していれば災害復旧事業の対象となりますが、耕土の流出がなく、耕土の上に土砂が堆積したものは対象となりません。

質 疑 応 答

1－46 竜巻等の突風によりがれきが農地に飛散し、農地が損傷した場合、災害復旧の対象となるのですか。

竜巻などの突風により、農地にがれきが飛散し、あるいは、がれきが表土中に混入したため農地としての利用が困難となり、土木的対応が必要となった場合は、災害復旧の対象となります。

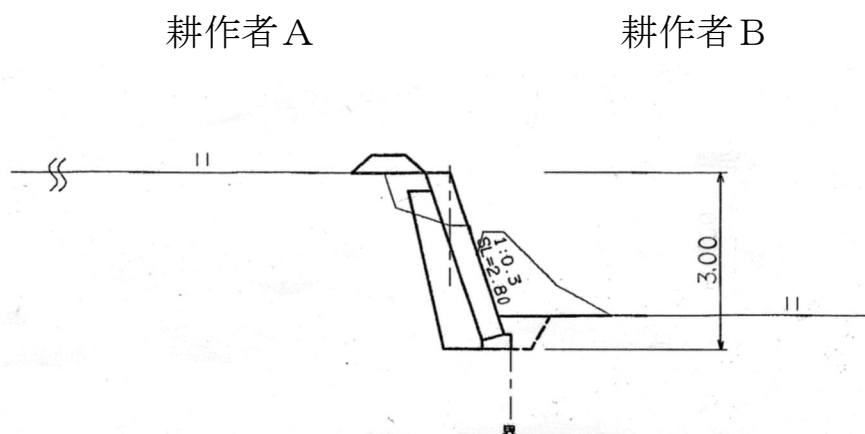
ただし、人力で除去可能な程度のがれきを取り除くことにより容易に営農が可能である場合は、維持工事と見なし災害復旧の対象外となります。詳しくは、「竜巻を含む突風被害における農地災害復旧事業の取扱い」（平成24年5月21日）を参照してください。

1－47 農地復旧について、復旧工事費が40万円以上であるが、復旧限度額が40万円未満の場合は申請できるのですか。

農地の災害復旧については、経済効果の観点から復旧限度額が設定されており、復旧工事費が40万円以上のものであっても、農地の復旧限度額が40万円未満である場合は、1箇所の工事費が40万円未満となり失格となるため、災害復旧事業の申請はできません。

質 疑 応 答

1-48 下図のように上下の農地で耕作者が異なり、下部農地に崩土がある場合、受益面積及び受益戸数の取扱いはどうするのですか。



上部農地の復旧と下部農地の排土が1箇所工事として申請がある場合は、耕作者が異なる場合は2戸（耕作者A、耕作者B）で、復旧すべき農地面積は「上部農地は復旧すべき農地面積＋下部農地は排土部分面積」となります。

一方、下部農地の排土申請が無い場合は、崩土を畦畔の埋め戻し材として使用する場合であっても、受益戸数は1戸（耕作者A）、復旧すべき農地面積は「上部農地の復旧すべき農地面」となります。

1-49 農地畦畔を災害復旧事業で復旧する場合は、下段の農地に流出した土砂の撤去も1箇所として申請できますか。（一箇所工事）

下段の農地所有者も申請すれば、1箇所工事として申請できます。（1-48参照）なお、下段の農地所有者の排土申請が無い場合、流出した土砂を再利用して畦畔復旧に利用した方が経済的であれば、必要量の撤去は可能ですが、下段の農地の残土処分については、補助対象外となります。

質 疑 応 答

2－1 被災ため池で災害関連事業を実施する場合の農業用施設災害関連事業と、ため池災害関連特別対策事業（略称「ため特」）とは、どのように違うのですか。

農業用施設災害関連事業は、実施することのできる工種が採択基準により限定されています。

（例）（1）堤体の被災……堤体の嵩上げ、断面拡大、波除護岸、腰石垣、刃金工、水抜工、グラウト等の堤体工事

（2）余水吐狭小による堤体被災……余水吐の改修

農業用施設災害関連事業では被災ため池の被災箇所と関連する残存施設の改築又は補強に限定されています。

しかし、ため池災害関連特別対策事業では、激甚な災害を受けた場合、被災ため池の再度災害防止あるいは被災ため池と一連の地域内にあるため池で緊急な対策ができることになっており、土地改良事業設計指針「ため池整備」の範囲内で必要な改修又は補強ができることになっています。

2－2 道路に隣接した掘り込んだため池が、道路の周辺農地、山林と共に地すべりにより陥没し、全面的に亀裂が生じ漏水した。この場合、査定要領第14(1)イにより、「ため池」で申請はできるのですか。

査定要領第14(1)イは、「地すべり等により農地及び農業用施設が被災し、当該被災施設を原形復旧することが不可能な場合における必要最小限度の土止工等の農地保全施設の新設」によって施設の従前の効用を復旧することができることについての条文になっています。設問は、ため池の被災原因が地すべりによるもので、復旧目的が漏水防止と地すべり防止ですが、主目的が「ため池」の復旧ですので、ため池で申請することはできます。

質 疑 応 答

2－3 流域の土砂崩壊により、ため池が埋没したとき、流入土砂の排除は災害復旧事業で認められていますが、豪雨の度に土砂流入のある「ため池」では上流に必要最小限度の砂防堰堤は認められるのですか。

直接貯水池に面していない上流部等の土砂崩壊に対する土止工等の新設は災害復旧事業ではなく、農業用施設災害関連事業として申請すれば認められることになっています（農業用施設災害関連採択基準1-(1)）。なお、本例の場合は、ため池災害関連特別対策事業でも対応できます。

2－4 ダムから200m程度上流の山頂にある雨量計や風速計等の送信装置が落雷により被災し、同時に電流が逆流したためダムサイトの管理施設に設けてある配電盤テレメーター等が被災を受けた場合の申請はできるのですか。

洪水調節やかんがいを目的とするダムを管理する場合、通常、降雨量、河川水位などを迅速に把握し、ダムのゲート操作を行うため観測装置を含め管理施設を設置していますが、管理施設はダムと一体的機能を持って管理されていますので、災害復旧事業として申請することはできます。

なお、落雷による災害の場合は、災害復旧事業の復旧工法によって調査を行い、被災原因を明らかにすることが必要です。

質 疑 応 答

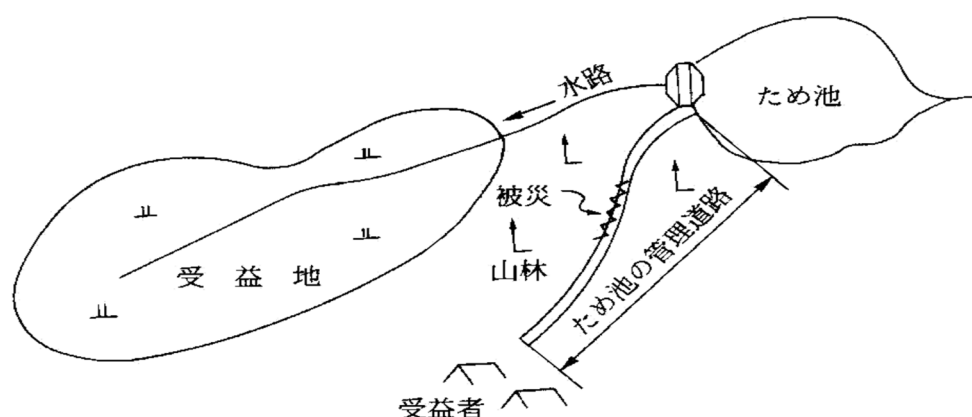
2-5 ため池の管理用道路の災害復旧事業は、規模の大小によらず申請することはできるのですか。

ため池（農業用施設）の利用のみに必要な道路（いわゆる管理用道路）の災害復旧事業は、他に迂回道路（迂回距離が概ね2 km以内のもの）がない場合等、ため池の利用に重大な支障を生ずる場合に、農業用道路に係る災害として取扱うことができます。ただし、ため池（農業用施設）の一連の施設として位置づけられる道路（道路幅員 1.2m未満の場合）は、ため池（申請工種はため池）に係る災害復旧事業として取扱います。

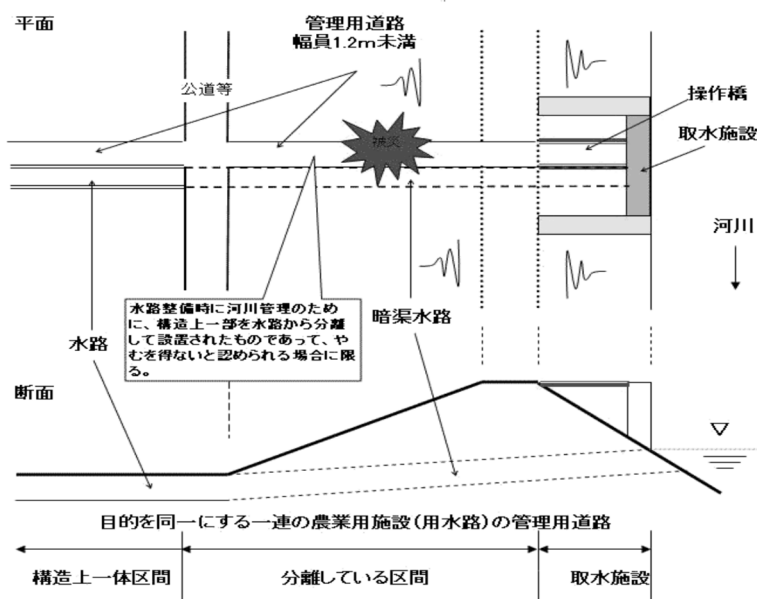
なお、詳しくは「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」（昭和57年12月27日）及び「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」の細部運用について」（平成15年4月1日）に示すとおりです。

ため池の場合

管理用道路の例



構造上一連の施設として取り扱う例



質 疑 応 答

2-6 堤体における貫孔作用による被災の場合、漏水量等の基準を設けているのですか。

貫孔作用により堤体から漏水する現象は、地形条件、被災時の貯水位、土質等の条件により異なるため、漏水量を定量的に規定することは妥当ではありませんので、漏水量等の基準は設けていませんが、おおよその目安としては「土地改良事業設計指針ため池整備」（平成27年5月）の堤体等からの漏水量を参考に検討することになります。漏水防止工法を申請する場合は、現地の被災状況並びに被災時の漏水状況及び応急工事を実施した場合はその状況写真及び漏水量、貯水位変化等の資料を整理しておく必要があります。

（参考）

漏水量の許容限界（災害復旧事業の復旧工法）

次のいずれかの状況が災害により発生した場合は、復旧の対象として検討する。

- ① 堤長100m当たりの漏水量が60リットル/minを超えるとき
- ② ため池本来機能である貯水能力が低下し、利水上の支障（1日の漏水量が総貯水量の0.05%以上）をきたしているとき
- ③ 貯水位が一定の場合に漏水量変化が、1ヶ月間に10%以上増加するとき

2-7 ため池の堰堤（堤長60m）の一部（ $L=7m$ ）が被災し、災害復旧事業費を決定しましたが、事情により初年度は未着手となり翌年に再度災害を受けて残り $L=53m$ が全災した場合の対応はどのようにすればよいのですか。

残り $L=53m$ の被災時の天然現象が、暫定法の適用を受ける災害か否かによって対応は異なります。適用を受ける災害であれば、前災と併せて1つの災害復旧事業とし、前災を内未成として処理しますが、法の適用を受けない災害（降雨量等が対象にならない場合及び1箇所40万円未満）の場合には、計画変更で対応することになります。

質 疑 応 答

2－8 被災した堤体の余裕高が不足する場合、災害復旧事業で堤体の嵩上げをすることはできるのですか。

一般的に堤体の嵩上げとは、「有効貯水量の増量」を図る場合に堤高を増すことを指します。設問の場合は、一般的な嵩上げではなく、余裕高さの確保による安全性の回復にありますので、この場合は嵩上げができます。

また、全延長にわたって堤体が決壊した場合、有効貯水量の増大とまらない範囲内で技術的に必要最小限度の断面の拡大は災害復旧事業として行うことができます。

ただし、部分復旧の場合で再度災害を防止するための堤体の嵩上げは関連事業で行うことになります。なお、詳しくは、農業用施設災害関連事業採択基準1-(2)に示すとおりです。

(参考)

農業用施設災害関連事業採択基準

1 ため池

- (2) 堤体が被災し、再度災害のおそれがある場合においてこれを防止するため、未被災部分を含めて最小限度の工法により堤防の嵩上げ、断面の拡大若しくは波除護岸、腰石垣、刃金工、水抜工等の新設又はグラウト工を施工する工事

質 疑 応 答

2-9 ため池決壊時の基準について

- (1) 全延長にわたって堤体が決壊し、堤体を全面的に復旧する場合の設計は、何に基づけば良いのですか。

全延長にわたって堤体が決壊し、堤体を全面的に復旧する場合は「災害復旧事業の復旧工法」（以下「復旧工法」という。）によるものとしますが、復旧工法に示されていない事項は、土地改良事業設計指針「ため池整備」によるものとしています。

また、堤高が15m以上のため池については、「土地改良事業計画設計基準「ダム」技術書〔フィルダム編〕」によるものとしています。

ただし、有効貯水量を増大させることはできません。

- (2) 堤体が部分的に決壊又は法面が崩壊し、ベンチカットをして堤体を全面的に復旧する場合、災害復旧事業として堤体の嵩上げはできるのですか。

部分的な被災でも、技術的に原形復旧では堤体の安定が保てないと判断され、ベンチカットや前刃金工を施工するなど、全面的に復旧することになる場合には、ため池が全壊した場合と同様、土地改良事業設計指針「ため池整備」等により、余裕高、余盛等を考慮し安定上必要な構造にして復旧するものとします。

ただし、有効貯水量を増大させることはできません。

質 疑 応 答

2-10 地震災害で余水吐が狭小なため、越波によりため池が被災した場合に、災害復旧事業で余水吐の断面拡大をすることはできるのですか。

災害で余水吐が被災した場合は、査定要領第15(2)ア(ウ)により、必要最小限度の断面拡大は可能です。地震災害で考えられる被災は流域内の土砂崩壊等による越波が考えられますが、状況変化等に対応した技術的な資料の整理が必要です。

関連事業でも余水吐の断面拡大はできますが、地震による越波が余水吐狭小による被災原因とする立証は困難と思われます。

(参考)

査定要領第15(2)ア(ウ)

被災した余水吐(放水路を含む)の復旧において流域の状況、洪水量の変化、流下物等の検討の上技術的に必要最小限度の断面の拡大、延長の増加、位置又は材質の変更等を行う工事

農業用施設災害関連事業採択基準

1 ため池

(3) 堤体の被災が余水吐(放水路を含む。以下同じ。)の狭小に起因することが明らかな場合において、余水吐を改修する工事

質 疑 応 答

2－11 余水吐能力以上の出水があり、堤防より溢水し破堤の恐れが生じたため、緊急避難的に余水吐等を掘下げて断面拡大をした場合に災害復旧事業は認められるのですか。

余水吐を緊急避難的に人為破壊した場合、次のいずれかの条件に該当する場合に限り災害復旧事業として認められます。

- (1) 災害対策基本法第59条に基づき当該市町村から破壊命令が出ていること（証明書、議事録等）
- (2) 放置すれば堤体の決壊が明白な状況にあったこと
- (3) 下流に人家、公共的施設が存在し、民生安定上放置し難い状況にあったことが明白であること

なお、上記の場合は、堤体の被災が余水吐の狭小に起因することが明らかな場合でも、断面拡大分は関連事業で対応することになります。

2－12 余水吐について、災害復旧事業で断面拡大を行う場合に、下流の水路断面が不足し、放流する河川までの区間で溢水による農地、水路等への災害が予想される場合に、再度災害防止、経済効果等を勘案して、農業用施設災害関連事業として水路改修を申請することはできるのですか。

ため池と下流水路の安定度は基本的に異なりますので、ため池の災害関連事業として下流水路を申請することはできません。

質 疑 応 答

2-13 ため池堤体に被災はあるが、取水施設（底樋）に被災がない場合の取水施設の断面拡大は、農業用施設災害関連事業で申請することはできるのですか。

取水機能の拡大は、再度災害防止に繋がらないので災害関連事業ではできません。

ただし、工事中の仮排水路として使用し、これを取水施設に再利用する場合の断面拡大は、査定要領第15(2)ア(エ)により災害復旧事業で対応可能です。

また、災害関連事業で申請する場合は、断面を拡大することにより明らかに再度災害防止が図られるものであって、かつ取水の機能拡大につながらない場合にのみ適用されますので注意する必要があります。

(参考)

査定要領第15(2)ア(エ)

被災した取水施設（斜樋、堅樋、底樋その他これに類するものを含む）の復旧において堤体の安定を期するため、又は工事中の仮排水路を兼ねるため原工法によることが著しく不適当な場合における位置、形状、寸法若しくは材質等の変更若しくはこれらに類する工事

農業用施設災害関連事業採択基準

1 ため池

(4) 堤体の復旧に関連して堤体の安定上取水施設の改修を行う必要のあるときその工事と原工法による復旧費との比較

質 疑 応 答

2－14 波除護岸アンカー一部が、低水時の波浪により洗掘され再度災害を受ける恐れがある場合、小段幅を基準以上に拡げるか張ブロック等を施工してもよいのですか。

「災害復旧事業の復旧工法」(2014年版)に標準断面を掲示していますが、これは一般的な例であり、堤体の規模、築堤材料、基礎地盤の状況等を考慮のうえ、技術的な判断により決定することになります。

したがって、標準断面は現場条件を拘束するものではありませんので、設問において低水位の頻度等も含めた技術的判断に基づき決定していれば施工することはできます。

2－15 原形に波除護岸工があり、堤高も大きく堤体の保護に波除護岸が必要な場合、対岸距離100mに関係なく状況判断により波除護岸を設けてもよいのですか。

原形において波除護岸が確認されれば、対岸距離に関係なく原形復旧として波除護岸工を設けることはできます。

(参考)

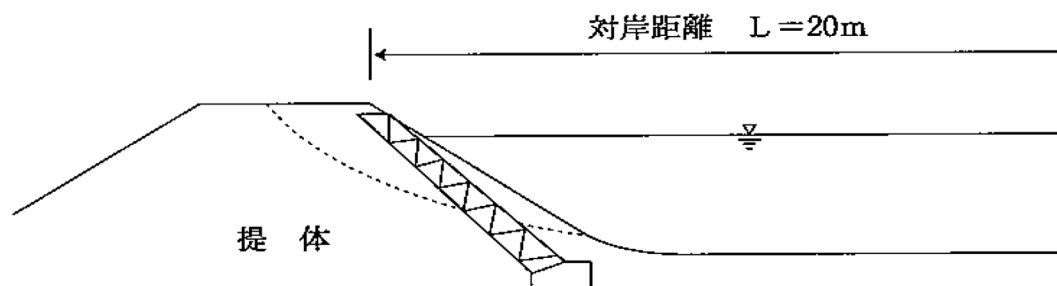
了解事項3－13

要領第15の(2)のアの(ア)に規定する波除護岸の取扱いは、対岸距離100メートルを目安とし、築造材料、施工方法、立地条件及び法勾配等を勘案して必要やむを得ないと認められる場合とする。(「ため池の波除護岸の取扱い」(昭和44年4月))

質 疑 応 答

2-16 了解事項第3-13（波除護岸の採択）の取扱い

- (1) 下図のように堤体前法が崩壊した場合に、原形の土羽復旧が難しく、ブロック積工で復旧する場合に、ブロック積の部分は波除護岸となるのですか。



災害復旧事業は、原形復旧により効用回復を図ることが大原則ですが、原形復旧で所要の目的が達せられない場合には、これに代わる必要最小限の工法（本件にあっては積ブロック工法）を用いて復旧することができます。本件の場合は法面の復旧工法ですので、波除護岸となりません。

- (2) 小規模ため池（対岸距離 50m程度）の堤体が被災した場合、対岸距離（100m）に関係なく、被災原因等を検討の上、波除護岸を設置することはできるのですか。

堤体の復旧計画において、当該復旧部分の法勾配や復旧材料（築堤材）及び波浪の影響（風向）等により復旧の目的を果さないような場合には、工法検討、経済比較等により、必要最小限度の法面保護工を施工することはできます。この場合には、施工する理由について資料を整理しておくことが必要です。

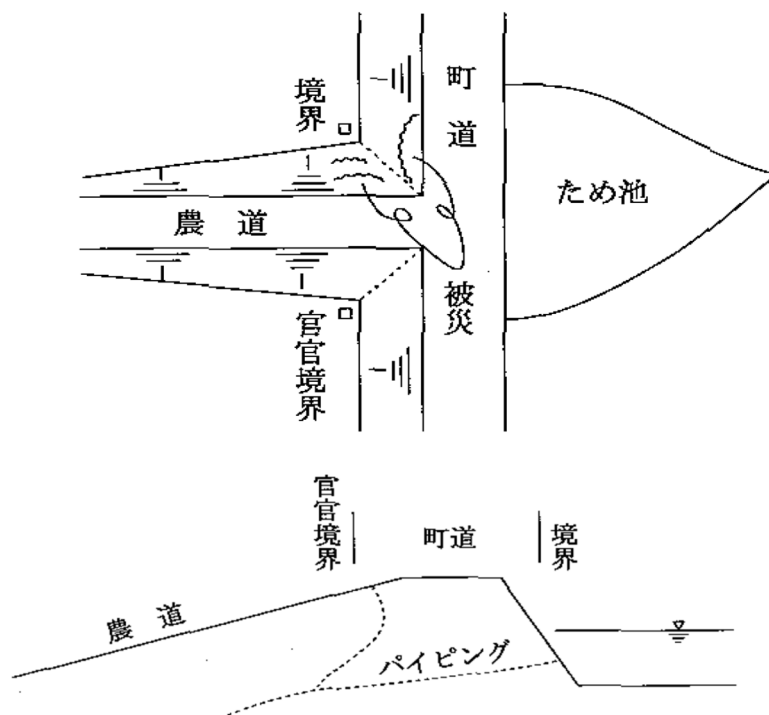
質 疑 応 答

- (3) 対岸距離100m以下(80m程度)、堤高8m程度のため池の下流に人家や学校、公共的施設等がある場合の災害復旧事業で、立地条件等を考慮して波除護岸を新設して申請できるのですか。

波除護岸は、波浪による洗掘で前法面が滑落するのを防止するために設置されるものです。了解事項第3－13（波除護岸の採択）では、立地条件等を勘案して、必要やむを得ないと認められる場合に申請できることになっていますので、必要性がはっきりしている場合には新設して申請することはできます。

質 疑 応 答

2-17 下図のように、ため池の堤体上部が町道と農道に認定されており、堤体が被災した場合、一括して災害復旧事業として申請できるのですか。また、農林災害として何処まで申請できるのですか。（前刃金工法で復旧する場合、農水省と国土交通省のどちらの災害で申請すればよいのですか。）



兼用工作物となっていますので、二重採択防止の協議を行い、施行範囲を決めるべきですが、一般的には、堤体に係る部分は、工種を「ため池」として農林災害、町道については、路盤工と舗装工を公共施設災害として申請することが考えられます。

また、農道に係る部分については、分離施行困難又は不適當ですので、ため池との合併施行として、効用の大きい（ため池と農道の復旧事業費を比較して大きい方の工種）方、例えば、ため池が大きくなる場合はため池の中に入れて申請します。

ただし、申請前の問題として、ため池の管理者と町道管理者相方が管理について、どのような「管理協定書」を締結しているかが問題となりますので、経緯及び内容等を十分に整理しておく必要があります。

質 疑 応 答

2-18 堤体全線にパイピングが発生し、前刃金による復旧工法を計画した場合、斜樋には被害がないが、前刃金を施工するために既設斜樋を取り壊さざるを得ない場合、従前の機能を超えない範囲で斜樋の新設を災害復旧事業の中に含めて申請することはできるのですか。

また、既設底樋に直接被害がなく、前刃金施工時の仮排水断面を確保できない場合は、底樋の改修も含めて申請できるのですか。

復旧計画上やむを得ず既設斜樋を取壊す必要がある場合は、従前の機能を超えない範囲で申請することはできます。

また、工事中の仮排水路として底樋を使用する場合は、仮排水路に必要な断面とし、工法、寸法、材質とも必要最小限度に変更しても差支えありません。

ただし、土砂吐ゲートを設置する場合、仮排水断面のために拡大した管径にゲートの規模を合わせるのではなく、土砂吐機能が図れる必要最小限度の規模のゲートとします。

2-19 ため池工事の段切りについては、直接工事費に計上してもよいのですか。

ため池及びダムの堤体部に係る段切りに要する費用は、率の対象外となっていますので、別途、直接工事費に計上します。

質 疑 応 答

2-20 貯水池（貯水している）、送水管、ファームポンド、配水管、末端施設は完成していますが、揚水機場が未完成のため、かんがいできていない状況の中、貯水池が被災した場合、「貯水池としての効用が発揮されている」ことから災害復旧事業として申請できますか。

貯水池の水を使用していない場合は、災害復旧事業として申請できませんが、末端施設が未完成であっても何らかの形で水を使用していることが確認できれば効用が発揮していると認められますので、申請することができます。

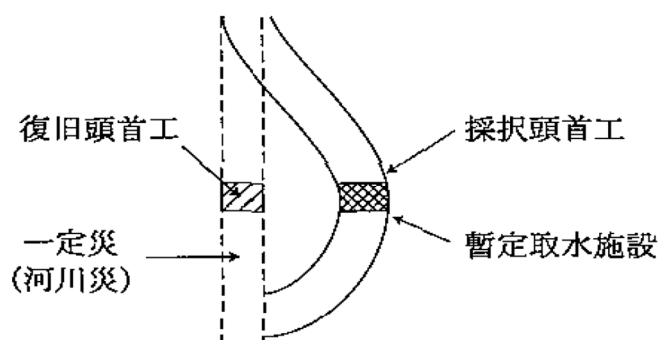
質 疑 応 答

3-1 頭首工を起点として前後200～300mの河川堤防が被災し、頭首工には被災がない場合、堤防復旧の申請は協議が整えば（二重採択防止に関する覚書）国交省の河川災害としてよいのですか。

また、河川災害となった場合、用水確保のための応急仮工事を農業用施設災害として申請することはできるのですか。

頭首工に関係して、河川堤防が被災し取水機能が低下した場合は、基本的に農業用施設災害として申請します。この場合、堤防復旧に係ることですので、河川災害との二重採択を防止するため、予め申請者の関係部課において協議調整を行うことになっています。協議の中で、農業用施設災害、河川災害の範囲を決めることとなりますが、被災箇所全部を河川災害として申請することになった場合、用水確保のための応急仮工事は農業用施設災害として申請することはできません。

3-2 頭首工が被災した翌年に河川災害が発生し、河川災害が河川法線を変更する計画で採択された場合、河川復旧に合わせて頭首工を復旧することになりますが、これに数年を要する場合、用水確保のために暫定取水施設を計画変更で計上することはできるのですか。



河川災害（本災のみ）に起因し、やむなく頭首工の復旧工事が遅れ、用水確保に重大な影響がある場合は、暫定取水施設を計画変更で計上することはできます。

質 疑 応 答

3－3 部分被災を受けた頭首工について、位置変更した復旧計画で差額関連方式により工事費の査定決定を受けたが、その頭首工の着工前に再度災害を受けて、旧施設が流失してしまった場合、旧施設の復旧計画を再設計して、新たな災害として取扱うことはできるのですか。

工事の着手前又は施行中にさらに法の適用を受ける災害が生じた時は、要綱第16により前災と後災とあわせて実施することになりますが、位置変更で査定を受けた原施設の増破における取扱いは、了解事項第1－9に示されているように、代替施設の災害復旧事業費に算入しないことになっていますので、新たな災害として取扱うことはできません。

ただし、代替施設が完了するまでに必要な最小限度の機能維持のための復旧費を計上することはできます。

(参考)

了解事項1－9

原位置復旧に代えて他の位置に復旧（井堰等の統合の場合を含む。）を決定（災害復旧事業費及び災害関連事業費の決定をいう。）した後生じた災害の復旧事業費についての扱いは次によるものとする。

ア 他の位置で復旧する施設（以下「代替施設」という。）が完了するまでに必要な最小限度の機能維持のための復旧費は、災害復旧事業費とする。

イ 増破災害に係る災害復旧事業費は、代替施設の災害復旧事業費には算入しない。

質 疑 応 答

3－4 原位置に幅10.0mの計画で査定を受けた頭首工が、その後の河川改修計画により当初計画位置より上流側約100mの位置に幅5.0m（取水量等は同じ）に変更となった。変更後の頭首工の復旧額が、河川協議において、当初の査定額より工事費が高額（構造、工法及び取付水路等の関係）になった場合の取扱いはどうするのですか。

査定後に河川改修計画による位置変更により工事費が査定額より高額となった場合は、査定額を限度とし超過分については河川側に負担を求めることになります。（費用振り分け結果が災害復旧事業費を超えるような場合は、共同事業は成立しません）

また、河川改修計画が原因で頭首工の位置及び構造等が変更になる場合は、査定を受けた頭首工を廃工として、河川側の補償工事で対応をしてもらうことも検討する必要があります。

質 疑 応 答

3-5 頭首工を復旧する場合の洪水量について、発生洪水量を考慮した河川側の計画洪水量をもって復旧する場合の取扱いはどうにするのですか。

頭首工の復旧対象洪水量は、単に被災洪水量や河川の計画洪水量を採るのではなく、その頭首工が従前持っていた安定度に対応する確率流量、水位などをもって決定します。このため、河川側の計画洪水量で再度災害の恐れがなくなる場合は、河川管理施設等構造令を限度として再度災害防止分を関連事業として取扱うことになります。

(参考)

了解事項第3-15

要領第15の(2)のイに規定する状況変化に伴って洪水吐等を新增設し、洪水量の増大を考慮することができる場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 洪水量の増大とは、当該施設の従前の対象洪水量の発生頻度を用いて、被災後の時点で算出した洪水量が従前の対象洪水量を上回る場合とする。
- (2) 従前の対象洪水量の発生頻度が不明なときは、原施設の構造に応じ、次のとおり発生頻度があつたものとして取り扱うものとする。

ア コンクリート堰又はこれに準ずる施設 1/30

イ 木工沈床又はこれに準ずる施設 1/20

ウ ブロック、蛇籠又はこれに準ずる施設 1/10

質 疑 応 答

3－6 被災した頭首工はコンクリート堰で魚道は設置されていないが、サケ、マス、アユ等の魚類の遡上に問題はなかった。しかし、復旧工法で河床底下（平均2.0m）の効用回復を図った場合に、魚類の遡上が困難となることが明らかな場合、魚道を新設することはできるのですか。なお、当該河川には漁業権の設定はされていません。

頭首工の復旧工法が原形復旧であれば、魚道の必要性は生じませんが、河床低下に伴う堰上高の増加などがある場合は、遡上阻害の原因となる場合があります。この場合、当該河川に漁業権の設定がなされていなくても、原形における魚類の遡上を確認又は遡上可能な状態が証明できれば、現状回復のために魚道を新設することができます。

質 疑 応 答

3－7 頭首工のみが被災した場合でも二重採択防止に関する覚書により、護岸工は上・下流それぞれ10m、15mまでを農林側の施行区分とすべきなのですか。また、仮に災害査定で復旧施設の状況から上・下流それぞれ8m、10mで採択されたものが、河川協議において上・下流それぞれ10m、15mまでの護岸施工となった場合、計画変更で対応することはできるのですか。

二重採択防止に関する覚書は、河川護岸の復旧範囲を規定しているものであって、頭首工のみの被災で、河川護岸の被災がない場合は該当しません。また、河川護岸に係る被災延長が、頭首工の上・下流それぞれ10m、15m以下の被災延長の場合は、被災区間までとします。ただし、二重採択防止に係る協議で延長が決まった場合は、この限りではありません。災害査定で上・下流それぞれ8m、10mで採択されたものについては、その後の状況変化のない限り計画変更で対応することはできませんので、二重採択防止に関しては、河川管理者と協議調整するわけですから、河川協議において、施工区間が変わることはないということになります。

覚書では、「左記事項を厳守する」ということになっているので、特に理由のある場合を除き延長の増減はできないことになります。

3－8 頭首工における護岸の被災は、頭首工本体に連続していなければならないのですか。

頭首工は施設として堰体、取付護岸、取水工等を含めて機能を発揮するもので一体不可分ですが、取付護岸については、連続していなくても二重採択防止に関する覚書の範囲にあれば、頭首工本体に連続していなくてもよいことになります。

質 疑 応 答

3－9 頭首工本体の1/2が被災し、災害復旧事業で半川締切を行い工事を施工していたが、工事中に河川流下断面（仮締切のため河積の1/2）の河川水位が1/2以上（低水位から河川の天端）となり、未被災箇所が新たに被災した場合、新たな災害として申請することはできるのですか。

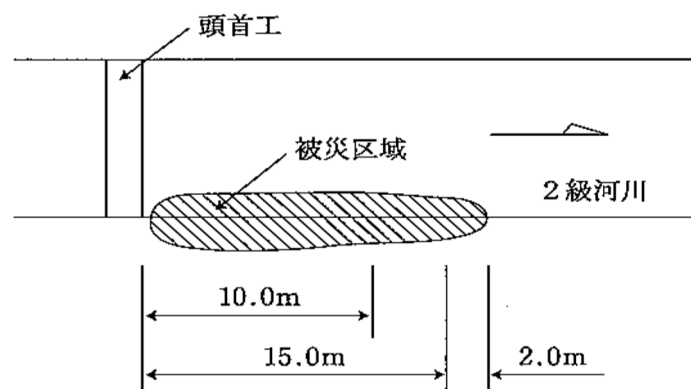
工事施工箇所（締切施工区間）だけの河川水位上昇(1/2以上)では、法の適用を受ける災害発生とは言えませんので、増破部分は計画変更で対応することになります。

なお、頭首工上下流部河川で水位上昇(はん濫注意水位（警戒水位）以上又は1/2以上)が確認された場合は、暫定法の適用を受ける新たな災害となりますので、前災の災害復旧事業で頭首工本体に着工していない場合には、新災として事業費全体を計算し、前災の金額を差引いた後災を新たな災害復旧事業費として申請することになります。また、施工中に新たな災害が発生した場合には、手戻りが生じた場合における工事費の算出方法によって、手戻り額、未施工工事費の額（うち未成及びうち転属）を算出して後災工事費を決定することになります。

（注）警戒水位は、平成19年4月から「はん濫注意水位」として整理している場合があります。

質 疑 応 答

3-10 頭首工に接続する護岸が被災した。この護岸については、頭首工施工時に下流側10mを農林側で整備しており、それより下流側は河川側で施工している。護岸の被災が頭首工から下流17m区間である場合、河川側が災害復旧事業の申請をしない場合、どのように取扱いましょうか。



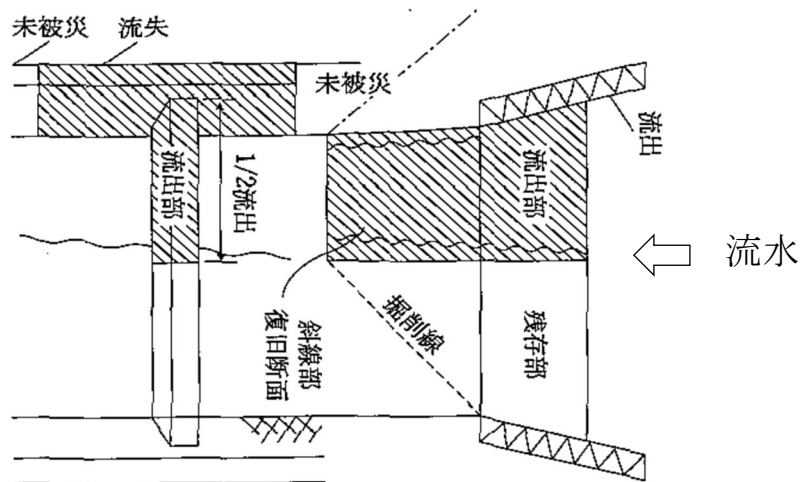
河川に設置される頭首工等を災害復旧事業により復旧する場合には「二重採択防止に関する覚書」に基づき、取付護岸は頭首工から上流側10m、下流側は水叩先端から15mまでを農林側で施工する区間として取扱うことにしています。設問の場合、二重採択防止に関する覚書により河川管理者と施工区間について、協議調整することになっていますので、その際に護岸の施工区間の確認を行って下流17mを農林側で行うことを確認しておけばよいことになります。

3-11 固定堰が全災した場合、上、下流の接近した既設の頭首工が改修済で可動堰となっている場合、原形復旧（固定堰）では従前の安定度を下回ることとなるので、この場合可動堰で申請することはできるのですか。

「頭首工に欠口を設ける場合の取扱い」（昭和47年8月）によって、被災前の安定度を検討し、従前の安定度まで復旧するための欠口を設け、可動堰で申請することはできます。

質 疑 応 答

3-12 下図のような流失部をコンクリートで復旧する場合、施工上の掘削線が残存部まで入り込むので、未被災部を取壊し復旧することはできるのですか。



原則として未被災部分は災害復旧事業の対象になりませんが、仮設計画を含めて検討した結果、施工上未被災部分も含めて同時に工事をする必要がある場合には、未被災部分を含めて復旧することになります。